

新庁舎整備に関する提言書

平成27年3月4日

千葉県議会

新庁舎整備調査特別委員会

委員長 市 原 弘

目 次

I	提言の目的・委員会の考え方	1
---	---------------	---

II 提言事項

1	本市財政への配慮	2
2	拠点機能の確保・充実	3
3	情報発信のあり方・市民意見の反映	4
4	まちづくりへの寄与	5

I 提言の目的・委員会の考え方

本委員会は、市庁舎に求められる機能とあり方を調査するとともに、庁舎と敷地の一体的な有効活用等について調査することを目的に昨年6月に設置されたものであり、これまで当局の進める本庁舎整備の検討に関し、その状況を注視してきたところである。

近年の本庁舎整備をめぐる議論は、平成23年3月11日発生の東日本大震災を契機としたものであるが、本庁舎整備のあり方に関する本市議会の見解としては、本委員会の前身に当たる大都市制度・都市問題調査特別委員会が「本庁舎整備方策検討基礎調査に対する調査結果及び本庁舎整備に係る要望について」（平成25年12月12日付）において、当局の行った基礎調査の結果に対し、千葉大学による検証結果も踏まえた上で、定性的評価及び定量的評価の両観点から見て、将来的には新築集約方式による整備が妥当と判断したところである。

本委員会としても、この考え方を継承し、現庁舎の抱える「防災面」、「分散化・狭隘化」、「老朽化」の三つの課題を解決するためには、新築集約方式による整備が必要との認識で一致しているものの、政令市ワーストの財政状況や昨今の社会経済情勢などの諸要因を踏まえると、現在、本庁舎整備を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるのも事実であり、特に整備費用や建設時期をめぐっては委員会内においてもさまざまな意見があり、具体的に、新庁舎建設を2020年東京オリンピック・パラリンピック以後まで延期した上で、当面の間の現庁舎における安全性を確保するため、最小限度の耐震改修の検討、実施の提案もなされている状況である。

しかし、上述のとおり、現庁舎の抱える課題の解決を図るためには新庁舎の建設が不可欠であり、また、本市イメージの刷新、市民のまちづくりへの期待など、新庁舎がもたらす波及効果は大きいものと考えられることから、引き続き新庁舎の建設に向けた検討を進めることが重要である。

そこで、本委員会は、新庁舎整備に関し、「本市財政への配慮」、「拠点機能の確保・充実」、「情報発信のあり方・市民意見の反映」、「まちづくりへの寄与」の4つの視点に基づく考え方を提起し、現在作成中の「千葉市新庁舎整備基本計画」や今後の新庁舎の検討への反映を強く求めるとともに、関連する事項のさらなる推進を求め、提言を行うものである。

Ⅱ 提言事項

1 本市財政への配慮

(1) 整備費用等について

ア 建設費用については、社会経済情勢の推移を注視し、その後の傾向も見据えとともに、本市財政の状況や将来的な市民負担に十分鑑み、ライフサイクルコストの観点も踏まえ、抑制に努めること。

イ 十分な財政シミュレーションを行い、本市財政に与える影響が少ない事業手法を選定すること。

また、周辺地域のまちづくり、にぎわい創出の視点も踏まえること。

ウ 庁舎建物については、耐震性にすぐれ、災害に強いものとする 것과あわせ、必要な機能、性能を確保した上で、経済性にも配慮すること。

また、維持管理が容易なものとするなど、ランニングコストの削減を図ること。

(2) 整備スケジュールについて

ア 建設時期については、本市財政の状況や建設価格の動向を初めとする建設費用の増大要因に十分鑑みた上で、想定するスケジュールにとらわれ過ぎることがないように、また、広く市民理解が得られるよう、慎重に検討すること。

(3) 規模について

ア 将来的な人口減少社会の到来や、区役所機能の強化及び業務プロセス改革を初めとする行財政改革の進捗などの視点から十分な検証を行い、本庁舎に集約すべき機能及び当該機能を果たす上で必要となる職員数を検討し、適正な規模とすること。

イ 本庁機能・業務のあり方に関し、他政令市の状況を十分に研究すること。

2 拠点機能の確保・充実

(1) 行政機能について

ア 職員アンケート等の実施により、職員が求める本庁舎像、業務上のニーズを適切に把握した上で、行政運営の中心となる本庁業務の効率性、生産性向上に資する庁舎とすること。

イ 将来的な行政需要の変化やＩＣＴ化等へ柔軟に対応することができる庁舎とすること。

(2) 災害対策機能について

ア 大規模地震を初めとするさまざまな災害リスクに対し、建物、敷地への構造的対策を十分に講じるとともに、災害時における女性の視点など、多様な意見も踏まえた上で、総合防災拠点としての機能の確保に万全を期すること。

イ 将来設置が予定される危機管理センターを初めとした防災機能については、被災の可能性が少なく、また、各関係者間の円滑な連絡調整に配慮した配置とすること。

ウ 市全体の災害対応能力向上のため、防災関係団体、ＮＰＯ、ボランティア等の活動スペースを確保することとあわせ、日頃から当該スペースを活用した活動が行われるよう工夫するなど、市民の防災意識の啓発に資する庁舎とすること。

エ 非常時におけるライフライン途絶対策については、業務継続に必要な自給自足能力を備えるとともに、本庁舎の光熱水費削減の観点から、通常時の利用についても考慮すること。

また、本庁舎の立地特性を生かし、周辺関係団体と連携したエネルギー供給・融通のあり方についても模索すること。

3 情報発信のあり方・市民意見の反映

(1) 情報発信について

ア 新庁舎整備に関する情報発信に当たっては、本市財政の状況や行財政改革の進捗など、検討の前提となる情報についても十分に説明するとともに、整備費用等に係る数値は最新のものをを用い、誤解を招くことのないよう努めること。

イ 新庁舎の配置に係るモデルプランや事業手法など、複数案の提示がなされる場合は、案ごとの差異やメリット・デメリットを明示するなど、わかりやすい説明に努めること。

(2) 市民意見の反映について

ア 新庁舎の整備に向け、本庁舎の役割、整備の必要性について市民への説明を十分に行い、新庁舎整備に対する市民の認識を高め、情報の共有、理解の促進に努めること。

イ 市民への説明や意見聴取に当たっては、説明会、出前講座、パブリックコメント手続のほか、多様な意見を聴取し、市民が納得できる取り組みを検討、実施するとともに、市民意見については、可能な限り新庁舎の検討に反映すること。

4 まちづくりへの寄与

(1) 本庁舎周辺エリアのまちづくりについて

ア 本庁舎周辺エリアの将来像を考える上で、新庁舎整備を絶好の機会と捉え、隣接するみなと公園のあり方を含め、当該エリアのまちづくりについて全庁横断的に検討すること。

また、本市財政が許す範囲で、新庁舎は本市のシンボルとしてふさわしいものとする。

(2) 本庁舎敷地の活用について

ア 新庁舎の配置検討に当たっては、余剰地の活用を十分に見据えた配置とするとともに、本市が明確なビジョンを定めた上で、民間ニーズを的確に把握し、文化芸術などまちの魅力を高める視点や本市における資産的・収益的観点などから、総合的に検討すること。

